

第 2 回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年 9 月 12 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和元年 9 月 26 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和元年 9 月 26 日 午前 11 時 45 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	19 番	河 崎 徳 雄
20 番	湯 浅 正 司		

欠席議員

18 番 田 中 則 次

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	藤 井 栄 治
会計管理者 (会計課長)	大 塚 浩 二	監査委員事務局長	種 子 野 謙 二
税 務 課 長	市 原 修 二	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
阿蘇市コミュニティセンター所長	橋 本 堅 規	市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み
まちづくり課長	荒 木 仁	水 道 課 長	浅 久 野 浩 輝
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文	農業委員会事務局長	渡 邊 一 倫
内 牧 支 所 長	加 来 隆 浩	波 野 支 所 長	加 藤 勇 二 郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本 山 英 二	議会事務局次長	山 本 繁 樹
書記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 50 号 阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- ② 議案第 51 号 阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- ③ 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 64 号 令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 65 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 66 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 7 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 8 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 9 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 10 号 平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 52 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 53 号 阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について
- ③ 議案第 55 号 阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について
- ④ 議案第 57 号 阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第 61 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 62 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 63 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑨ 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 4 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 5 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 6 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- ⑬ 認定第 13 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 56 号 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について
- ② 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 59 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 60 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 67 号 「字の区域の変更について」の一部訂正について
- ⑥ 議案第 68 号 工事請負契約の締結について
- ⑦ 議案第 69 号 工事請負契約の変更について
- ⑧ 議案第 70 号 工事請負契約の変更について
- ⑨ 議案第 71 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑩ 議案第 72 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 2 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 認定第 3 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑭ 認定第 11 号 平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑮ 認定第 12 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ⑯ 請願第 1 号 熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。18 番議員、田中則次君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、人権啓発課長が病気休暇のため出席できないことから、コミュニティセンター所長が出席しているこ

とを申し添えておきます。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきまして、今期定例会の一般質問の通告者は 14 名で予定されております。従いまして、一般質問を 9 月 27 日と 30 日の 2 日間とし、27 日 7 名、30 日 7 名といたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

次に、委員会発議による議案 1 件、議員発議による議案 1 件の提出がありました。また、本日の請願採決を待って委員会発議となる議案 1 件が提出されることとなっております。従いまして、明日議案の配布を行い、30 日の最終日の一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することにしたしました。

なお、執行部の申し出により、30 日の議会閉会後に全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程に入ります前に、監査事務局長から発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

監査事務局長。

○監査委員事務局長（種子野謙二君） おはようございます。開会開始前にお時間をいただき、誠にありがとうございます。今回、令和元年第 2 回市議会定例会で報告させていただいております資料に不備がありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。訂正は、本日配布しております資料、表紙に平成 30 年度決算審査意見書訂正文と赤字で表示がしてあります 2 枚綴りの別冊 15、平成 30 年度阿蘇市一般会計・特別会計・企業会計決算審査意見書をお願いいたします。訂正箇所は、2 枚目に赤字で表記しております。訂正をお願いするのは、別冊 15、平成 30 年度阿蘇市一般会計・特別会計・企業会計決算審査意見書の 33 ページになります。33 ページの中程の病院事業会計のところで、収入未済額、企業会計、病院事業会計、収入未済額、前年度 2 億 6,225 万 6,832 円が、正しくは 2 億 6,752 万 83 円でございます。また、減少した金額 758 万 5,958 円が、正しくは 685 万 7,061 円となります。このたび、平成 30 年度の決算審査意見書を作成する際に、本資料の 30 ページの収入未済額、

企業会計、阿蘇市病院事業欄の内訳表から当年度の数値を転記すべきところ、誤って現年度分の数値を転記してしまいました。そして、このような意見書を作成してしまいました。今回、この数字のとおり訂正をさせていただきたいと思います。

確認が足りませんでした。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、監査事務局長の説明を終わります。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 50 号 阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- ② 議案第 51 号 阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- ③ 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ④ 議案第 64 号 令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 65 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 66 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 7 号 平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 8 号 平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 9 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 10 号 平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 50 号「阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」他 10 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。ただ今より総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和元年第 2 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 6 件、認定 5 件、その他 1 件であります。9 月 18 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 50 号「阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の制定について」であります。

総務課長から「本件は、パートタイムの非常勤職員に関する報酬等の条例の制定であり、新たに通勤に係る費用や、6 箇月以上勤務がある場合の期末手当の支給などを明文化するものです。」との補足説明があり、委員より「社会保険はどうなるのか。」との質疑があり、人事係長から「社会保険については、社会保険の協会けんぽと厚生年金への加入になります。」との答弁がありました。

以上のような審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 51 号「阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」であります。

総務課長から「本件は、フルタイム勤務の非常勤職員に関する給料等の条例の制定であり、一般職員と同様に給料や手当などの支給を明文化するものです。」との補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「会計課」の予算について審査を行いました。

会計課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「防犯カメラの設置工事について、カメラの設置箇所は。」との質疑があり、防災交通係長から「設置箇所は、阿蘇警察署と今後協議を行う予定ですが、主に主要道路の交差点付近に設置したいと考えています。」との答弁があり、委員より「内牧の街中は、防犯カメラが設置されていないので犯罪が発生しやすいとの話も聞く。防犯の観点からもそのような場所への設置の考えはあるか。」との質疑があり、総務課長から「今回は、協賛の目的に沿った場所となる通学路を主に、児童生徒を守るための設置を進めます。」との答弁がありました。

関連して、別の委員より「設置するカメラの性能などは。」との質疑があり、係長から、「カメラは、常時 24 時間録画でき、データは約 2 週間保存可能です。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行いました。

選挙管理委員会事務局次長から「3 月末頃に執行予定の熊本県知事選挙に係る予算の計上であります。」との補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「借り入れる市債と返済する公債費にあまり差異がないと思われるが。」との質疑があり、財政課長補佐から「地方交付税の中に普通交付税があり、本来は全額国から交付されるのですが、市町村からの基礎積み上げ額のほうが多く、国の財源不足から分割払いのような形がとられます。これが臨時財政対策債であり、阿蘇市においても毎年借り入れを行いますので市債額が多くなっているものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

議案第 64 号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

議案第 65 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

議案第 66 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「波野支所」の決算について審査を行いました。

委員より「波野地区福祉バス運行事業について、どのような運行形態なのか。また、利用者は高齢者に限られるのか。」との質疑があり、波野支所長から「予約の状況に応じて、ご自宅近くにお迎えに行き、定められた目的地までお送りするものです。利用年齢に制限はなく、あくまで交通手段を持たない方、お困りの方としています。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の決算について審査を行いました。

委員より「地籍調査の進捗面積は。また、完了までに何年かかるのか。」との質疑があり、税務課長から「現在の調査完了面積は 229.61 k m²で、未調査面積は残り 116 k m²です。また、調査完了には、旧波野村の区域分でも約 20 年かかる見込みです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「滞納金の未収額が非常に多いが、その対応は。」との質疑があり、税務課長補佐から「今年度は、督促、催告状の送付や電話催告などの通常の取り組みとは別に、熊本県と連携し、共同催告状の送付も予定しています。また、執行停止につきましても、国の方針でもあり県からの指導もあるので、担当職員一丸となって財産調査を行い滞納税の圧縮を進め、徴収率の向上に取り組んでまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「地震後、更地が増加したものと思われるが、その状況は。」との質疑があり、資産税係長から「更地も含め、宅地面積が増加しています。なお、地震で住家を取り壊し更地にした場合でも、要件を満たせば震災後 4 年間は特例が適用されます。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の決算について審査を行いました。

委員より「顧問弁護士委託料と審査請求事件弁護士委託料（成功報酬）の内容は。」との質疑があり、人事係長から「顧問弁護士委託料は、顧問弁護士への法的措置などの様々な相談等に対する年間顧問料です。また、審査請求事件弁護士委託料については、平成 28 年度に行った職員の懲戒処分に対し、熊本県人事委員会への不服申し立てが行われたことから、その対応を依頼、その成功報酬として支払ったものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「停電した際の情報手段として防災無線の役割は大きいと思われるが、保守点検委託の内容は。また、各家庭の戸別受信機の点検などはどのようになっているのか。」との質疑があり、課長から「保守点検では、104 箇所ある屋外子局の内部バッテリーや基盤の点検等を業者に委託しております。また、各家庭の戸別受信機については、例年梅雨前に、電池の確認など点検の呼びかけを広報誌で案内していますが、個々の確認までには

及んでいないのが現状です。」との答弁があり、委員より「有事での使用を見据え、区長や民生委員、消防団などからも、動作状況等の情報を得るなど、点検を進めてほしい。」との意見がありました。

次に、「財政課」の決算について審査を行いました。

委員より「新規バス路線、料金割引の周知について、免許証返納者に対する特典なども検討し利用者拡大を図るような啓発を推進しては。」との意見があり、企画係長から「広報への掲載や学校でチラシを配布していただくなど周知に努めていますが、今後は、お知らせ端末やインターネットなど様々な媒体を活用した啓発をさらに行ってまいります。」との答弁がありました。

関連して、別の委員より「時刻表については載っていないバス停もあり、分かりづらさを感じる。路線に応じた細やかな周知の検討を。」との意見があり、係長から「地域ごとに関連するバス停を拡大して表示するなど、より見やすい工夫に取り組んでまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「地方揮発油譲与税について、本譲与税は阿蘇市内で給油された分が譲与されるものか。また、ゴルフ場利用税交付金についても、阿蘇市内のゴルフ場を利用された場合の交付なのか。」との質疑があり、財政係長から「地方揮発税譲与税は、国のほうに一旦納められた税金が、ある一定の割合で地方に配分されるものです。また、ゴルフ場利用税交付金については、県で集約された利用税の 10 分の 7 が、ゴルフ場のある市町村に交付されるものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、

認定第 7 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、総務常務委員会で審査することになりました「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」であります。議会事務局長から趣旨説明があり、審査をした結果、本件は委員会提出議案として上程することに全会一致で決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 50 号「阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議がありますので、この議案第 50 号は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号「阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議がありますので、この議案第 51 号は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 64 号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 65 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 66 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 64 号から議案第 66 号までを一括して採決いたします。

議案第 64 号から議案第 66 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 64 号から議案第 66 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号から議案第 66 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号「平成 30 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 30 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 30 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号から認定第 10 号までを一括して採決いたします。

認定第 7 号から認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号から認定第 10 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号から認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 52 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 53 号 阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について
- ③ 議案第 55 号 阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について
- ④ 議案第 57 号 阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第 61 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 62 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 63 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑨ 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 4 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 5 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 6 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

⑬ 認定第 13 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 52 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」ほか 12 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和元年第 2 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 8 件、認定 5 件であります。9 月 19 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 52 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「旧氏を記載するメリットは何なのか。」との質疑があり、市民課長から「女性活躍の推進の観点というのが第一であります。例えば婚姻等で氏が変わっても、勤務先などで旧姓のまま通す方もいらっしゃいますので、戸籍上は氏が変わっても、旧氏を併記することによって本人確認ができるメリットがあります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 53 号「阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 55 号「阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について」であります。

教育課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 57 号「阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について」であります。

委員より「これまでの実績を踏まえた上で、改定してどのくらいの増収につながるのか。」との質疑があり、医療センター事務局長から「平成 30 年度の件数と同じだったという前提で、年間の増加予定額は約 915 万円となります。令和元年度は半年間になりますので 457 万 5,000 円の増収となります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「消費税の改正もあることから、大幅な値上げということで市民の理解が得られるのか。消費税とは別で考えて上げたらと思うが。」との質疑があり、事務局長から「確かに便乗値上げというふうな捉え方もされるかと思いますが、新病院開院時の改正では、できる限り安くということで低く金額設定をしておりました。これまで値上げについて検討はしていましたが何かきっかけが必要であったため、今回の消費税の改正時期に合わ

せて、阿蘇市内の民間病院の料金と県内の自治体病院の水準を参考に、なるべくご負担が増えないように検討させていただきました。今後患者様には、料金改定について丁寧な説明をさせていただき理解を得たいと思います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より「値上げは、消費税とは別に考えるべきである。最初からわかっていたことだから、10月から消費税が上がるのに合わせて、改定するのは市民に理解が得られないと思うので、本案には反対します。」との反対討論があり、このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「教育施設の支障木伐採は、何箇所分なのか。また、すべて伐採は委託しているのか。」との質疑があり、教育課長から、「一の宮中学校の旧寄宿舎、波野の教員住宅周辺など、2、3箇所を想定しています。また職員で伐採、管理するものもありますが、極力職員に怪我等がないような形で委託管理を行ってまいります。」との答弁がありました。

また、委員より、「阿蘇体育館の音響設備改修の内容は。こども芸術祭などの発表の場で音が割れたり、聞こえにくかったりしないよう十分考慮されたものなのか。」との質疑があり、社会体育係長から、「事業内容としまして、スピーカーやアンプ、ミキサーなどすべて入れ替えとなります。利用者が不便さを感じることがないように整備を進めます。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「内牧保育園は、どの程度の改修を予定しているのか。」との質疑があり、福祉課長から「当初は水周りやトイレの一部改修を計画していましたが、その後の調査の結果、トイレの床や屋根・壁など、ある程度本格的な改修となりました。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より「子育て支援センターの旧山田小学校への仮移転については、そのまま山田小学校で良いと思うので、本案には反対します。」との反対討論があり、このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第61号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 63 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「教育課」の決算について審査を行いました。

教育課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「人権啓発課」の決算について審査を行いました。

カルデラ A S O 所長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「ほけん課」の決算について審査を行いました。

委員より「なかなか健診率が向上しないが、何か画期的な取り組みが必要ではないか。」との質疑があり、ほけん課長から「国が定める健診受診率 60%を達成するために、健康ポイント事業など、受診への動機付けとして健康を意識づけられるような事業に取り組んでいこうと検討を始めたところです。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の決算について審査を行いました。

委員より「福祉体制の充実の中で、警察や児童相談所との連携はうまくいっているのか。」との質疑があり、福祉課長から「事業実施の際は、十分な連携を図っております。対応するうえでは、学校、保育園、その他法人に加えて、一般の方からの情報も重要になっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市ではどういう虐待が多いのか。」との質疑があり、課長から「ネグレクトが 8 件、身体的虐待が 12 件、心理的虐待が 9 件などとなっております。」との答弁がありました。

また、委員より「待機児童の件で、保育士確保には努力しているが、なお一層、しっかりと協議を重ね、保育士確保に努めてほしい。」との意見がありました。

次に、「市民課」の決算について審査を行いました。

委員より「阿蘇地区では各区、各班でゴミステーションが設置されているが、一の宮地区では道路に点々と置いてあって、それを回収しているようだが、どうなっているのか。」との質疑があり、市民課長から「旧阿蘇町と旧波野村におきましては、合併以前からステーション回収が定着しておりましたが、旧一の宮町では、路線回収となっていました。その路線回収の解消については、区長と個別面談を行い、集約をして効率的な収集業務に協力いただくよう努めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 4 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 5 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「認知症の場合、こういった対応をしたらいいのか。」との質疑があり、健康増進室長から「認知症については、いろんな原因で起きることが多く、症状によって接し方も違います。まずは他に病気でないか、いろんな検査を通じて、原因を把握して初めて治療が開始となりますので、包括支援センターの相談員や市役所、病院等で一度相談していただきたいと思います。」との答弁がありました。

続きまして、認定第 6 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 13 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より「医師の確保について、県からの派遣はどのように進んでいるのか。」との質疑があり、医療センター事務局長から「県は、厚生労働省からの指示により、医師少数区域の解消策として、単年度 2 億円、3 年間で 6 億円を原資とし、地域の病院に医師派遣を行うこととなっております。阿蘇医療センターにおいては、地域医療拠点病院の指定を受けたことにより、来年 4 月から常勤医師の派遣ということで、3 名の派遣を要望しております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「医師不足の問題で、確保に向けて努力されているが、一向に結果が見えないが。」との質疑があり、事務局長から「医師確保の一つに、斡旋業者に頼むことがあります。高額な斡旋料が発生します。また、公立病院は同じ給料表を適用していますので、赴任の際の一時金とか検討しましたが、予算の確保ができず、取り組めなかったのが実情です。」との答弁がありました。

また、委員より「未収金の問題に対して、どのような対策をされているのか。」との質疑があり、事務局長から「個人の自己負担分については、弁護士法人に依頼しており回収率は上がっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「病床稼働率を上げるためには、ソフト面も大事ではないか。また、熊本市民病院の看護師受入れについて、事前に十分な検討をしたのか。」との質疑があり、事務局長から「もちろん、稼働率が上がらなければ収益に結び付きません。患者サービスの向上のため、病院食、看護師の接遇などいただいたご意見を参考に改善しています。また、熊本市民病院からの受入れについては、当初月額給与の 7 割相当分だけでいいとスタートしましたが、平成 29 年 10 月から月額給与全額、平成 30 年度からは更に賞与もとの打診があり、試算を基に内部で検討して、止むを得ず受託しました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。委員より「今回の減収・減益の理由に、熊本

市民病院の看護師給与だと説明がありましたが、最初から分かっていることであって、それを理由にあげたらいけないと思う。」との反対討論があり、このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

この議案の中で、まず議案第 57 号、阿蘇市病院事業使用料等の徴収条例の一部改正についてであります。委員長の報告の中にもあっておりましたが、明らかに便乗値上げとして市民の皆さんが受け取る可能性もあります。やはり消費税の増税分だけを上げるべきであるということで、反対をいたします。

それからもう 1 点、認定第 13 号、平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定についても、先般、代表監査委員からも厳しい指摘がありましたが、やはりこういう形での病院事業について、たやすく認定をすることはできませんので反対をいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） ただ今、議案第 57 号に対して反対討論がありましたので、私は賛成の立場から討論を行います。

議案第 57 号につきましては、以前、市内の他の医療施設と料金的にバランスの取れた料金改正を行いたいという説明をいただいております。我々議会としましては、常日ごろから病院の運営に関しましては適正な運営をするようにと、非常に積極的な発言を繰り返しております。そういったことからしまして、もちろん利用者に理解はいただかなければなりませんけれども、応分の負担をお願いすることは、やっぱり経営である以上、やむを得ないと思っております。従いまして、議案第 57 号に対しましては、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会

計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 52 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号「阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号「阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 57 号は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 6 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 13 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この認定第 13 号は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 10 分から再開をしたいと思います。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（湯浅正司君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 56 号 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について
- ② 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 59 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 60 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 67 号 「字の区域の変更について」の一部訂正について
- ⑥ 議案第 68 号 工事請負契約の締結について
- ⑦ 議案第 69 号 工事請負契約の変更について
- ⑧ 議案第 70 号 工事請負契約の変更について
- ⑨ 議案第 71 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑩ 議案第 72 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑪ 認定第 1 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 2 号 平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 認定第 3 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑭ 認定第 11 号 平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑮ 認定第 12 号 平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ⑯ 請願第 1 号 熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 56 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」ほか 15 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） ただ今より、経済建設常任委員会委員長報告を始めます。

令和元年第 2 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 10 件、認定 5 件、請願 1 件であります。9 月 20 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 56 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」であります。

水道課長から補足説明があり、審査を経て、採決を求めたところ「異議あり」との発言がありましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「市営住宅の老朽住宅解体工事については、どのような計画で進めているのか。」との質疑があり、住環境課長から「予算の範囲内で特に老朽化が進んでいる住宅から解体を進めているような状況です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「住宅管理費の委託料、火災報知器交換業務委託料について、国庫補助金の減額配分に合わせ減額するとのことだが、既存の火災報知器への支障はないのか。」との質疑があり、住宅係長から「火災報知器につきましては、不具合が発生し、交換が必要となった場合は、在庫の火災報知器での対応を行います。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「河川等災害復旧費で、公有財産購入費の現年補助災について、鳥越遊雀線と思われるが、この復旧完了の予定時期は。また、災害復旧は原形復旧というのが基本だが、民有地を購入して路線を若干変更するという計画なのか。」との質疑があり、道路河川係長から「鳥越遊雀線については、現時点で災害査定の日程が決まっておらず、おそらく 11 月ぐらいに実施され、その後の工事発注を予定しています。」との答弁があり、建設課長から「本事業に関しましては、経済比較も可能ということになっていますので、道路を付け替えた方が安価であれば事業用地の購入を進めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「坊中野営場管理運営業務委託料が 150 万円増額した理由は。」との質疑があり、観光課長から「委託料は、キャンプ場の収入分をそのまま委託料として支払うようになっています。今回の補正は収益に合わせて増額となったものです。」との答弁があり、また委員より「当初からこのような契約になっているのか。」との質疑があり、課長から「使用料を委託料として支払うという当初からの契約内容になっています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「夢の湯の施設改修について、施設が市民の方々に開放される予定は。」との質疑があり、まちづくり課長から「できれば来年の連休前に、最低でも夏前までには開放できるよう努めてまいります。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「歳入にある震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金 648 万 1,000 円については事業者からの返還金で、歳出にある補助金返還金 504 万 2,000 円は阿蘇市分を除いた国県に対する返還金なのか。」との質疑があり、農政課長から「そのような内容です。国が 50%、県と市がそれぞれ 20%、計 90%分の補助金相当額を歳入で受け入れ、歳出で国県を合わせた 70%分を県に返還することで計上しています。」との答弁があり、また、委員より「補助金返還となった主な要因は。」との質疑があり、課長から「故意に補助金交付申請を行ったということではなく、発注者である経営体側と受注者側の業者による見積書等の確認ミスが補助金返還の要因とされています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 59 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 60 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 67 号「「字の区域の変更について」の一部訂正について」であります。

まちづくり課長から、前定例会に提出された議案を訂正して、再度、上程することへのお詫びがあり、その後に審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 68 号「工事請負契約の締結について」であります。

委員より「本契約は日本下水道事業団との随意契約であるが、一般業者との競争入札としない理由は。」との質疑があり、また、別の委員より「建物躯体の耐震性であれば、一般業者でも請負可能なのでは。」との質疑があり、住環境課長から「下水道事業は、下水道法で資格ある者が設計・監理を行うとされており、市職員にその資格を有する者がいないため、それを支援するために設立された下水道事業団に業務を依頼するものです。また、本事業は躯体部分だけではなく、付随する電気設備、機械設備やポンプ設備が一体となった工事で、一般建築との内容とは異なることから、代行できる唯一の機関『日本下水道事業団』に依頼するものであります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号「工事請負契約の締結について」であります。

委員より「変更契約に至る経緯として、当初の契約時にこのようなことが起こらないよう

に事前の予測は出来ないのか。変更契約は慣例となっているのでは。」との質疑があり、住環境課長から「変更契約に関しましては、設計単価の変更などは原則ありません。変更契約が発生する理由に、工事を進める中で不測の要件が発生することもあり、また、現場での数量にどうしても増減が生じ変更が必要となります。委員の皆さまにはご理解いただきたいと思います。」との答弁がありました。

他の委員より「変更契約に伴い事業費が増額した場合、国庫補助はどのようになるのか。」との質疑があり、課長から「国から承認いただいている予算の範囲の中での調整を行い影響はありません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 70 号「工事請負契約の締結について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

議案第 71 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

を一括議題として審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、「住環境課」の決算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「建設課」の決算について審査を行いました。

委員より「橋梁長寿命化対策事業について、橋梁の点検については優先順位を付けて整備を進めるとのことだが、どのような点検内容なのか。」との質疑があり、建設課長から「点検は 5 年をかけて約 500 の橋梁を点検し、そのデータを基に整備計画を進めるというものです。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の決算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「観光課」の決算について審査を行いました。

委員より「今後、国道や J R 豊肥本線などの開通を控え、観光客誘致に向けた具体策は。」との質疑があり、観光課長から「開通後の対応としては、県と民間の方々に広告宣伝を強く行い、観光課では受入体制の整備を図るなど、関係機関と協議をしっかりと進めているところです。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算について審査を行いました。

委員より「商工業の振興にある、ふるさと応援寄附金について、例えば今回無償化とならない 3 歳児未満の保育料に充てるなど寄附金を活用するような検討はできないのか。」との

質疑があり、まちづくり課長から「ふるさと納税を原資に補助事業等を行った場合、納税額の増減に影響されることも想定され、今後、関係各課との十分な協議が必要であると考えています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の決算について審査を行いました。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 2 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 3 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 11 号「平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 12 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より「有収水率を向上させるためには、水道技術者の育成と増員が必要と思われるが。」との質疑があり、水道課長から「技術者の育成は行っていますが、課員は日常業務に追われ、有収水率を向上させるための漏水調査は業務委託で対応しているような状況です。」との答弁があり、水道局長から「水道技術者を含めた土木技術者の増員については、募集はしていますが応募される方がおらず、また、管路に関しましては集落間の距離が長いことも漏水箇所の確認作業に手間取ることも理由にあります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「基幹管路耐震化の推進について、今後、想定される耐震計画の経費はどの程度考えているのか。」との質疑があり、課長から「本年、耐震化に関する調査を行っており、現段階での把握はできていません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 1 号「熊本県における主要農産物種子条例の制定における意見書を求める請願書」であります。

議会事務局長から補足説明があり、委員より「請願者は農政連阿蘇総支部となっているが、主要農作物種子法が廃止される前に、本請願が提出されるべきであったのではと思われる。」との意見があり、別の委員より「本請願は農政連が中心になっているが、内容は各農家が主になって行動されたと聞く、やはり J A あたりが強く行動すべきであったと感じている。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は採択すべきものとし、本会議の請願採択となった場合、経済建設常任委員会からの委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

私は、議案第 56 号、阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。実際、水道事業は、平成 30 年度は黒字となっています。その中で 10 月 1 日からの消費税増税、これに伴う料金改定ということで、私はできるならこの料金分、消費税増税分の 2%を吸収していくべきだと私は考えます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 56 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 56 号は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は、委員長の報告のと

おり可決されました。

次に、議案第 60 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号「「字の区域の変更について」の一部訂正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号「工事請負契約の締結について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号「工事請負契約の変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号「工事請負契約の変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 71 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」並びに議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を一括議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。それでは、議案第 71 号並びに議案第 72 号を一括して採決いたします。

議案第 71 号並びに議案第 72 号の委員長の報告は可決であります。議案第 71 号並びに議案第 72 号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 71 号並びに議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「平成 30 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 3 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 11 号「平成 30 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 12 号「平成 30 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第 1 号「熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書」について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、議案第58号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成30年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第58号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 私は、補正予算の中で旧山田小学校に臨時で子育て支援センターを移転するという事で予算的に上がっていますが、それについては基本的に場所を決めていただき、その場所を決めたことにより山田への移転は必要ないと、そう考えますので、この案に対しては反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 反対の反対じゃありません。一緒に反対というか、内容がちょっと違います。私は、この仮移転が220万円で山田で運営ができるならば山田とするのが適当ではないかということで反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第58号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この議案第58号は、起立により採決いたします。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第58号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号「平成30年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 私は、認定反対という立場で討論に参加します。

人権対策費、運動団体補助金610万円の支出に対しては認定できませんので、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」採決をいたします。

反対討論がありましたので、この認定第 1 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、起立により採決いたします。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は認定であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、認定第 1 号は、各常任委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、会議を散会いたします。お疲れ様でございました。

午前 11 時 45 分 散会